

津監委発第23号
令和7年9月1日

津幡町長 矢 田 富 郎 様

津幡町監査委員 尾 山 信 行
同 多 賀 吉 一
(公 印 省 略)

令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度決算に基づく資金不足比率を審査したので、その結果について別添のとおり意見を提出します。

令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は、津幡町監査基準（令和2年 監査委員告示第4号）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定による審査）

3 審査の対象

令和6年度決算に基づく津幡町簡易水道事業会計資金不足比率
令和6年度決算に基づく津幡町水道事業会計資金不足比率
令和6年度決算に基づく津幡町下水道事業会計資金不足比率
令和6年度決算に基づく津幡町病院事業会計資金不足比率

4 審査の着眼点

審査に付された資金不足比率が所定の算定様式に記入された数値に基づき算定されているかの確認並びに各欄に記入された額や数値の正確性の検証を主眼とした。

5 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、決算書等関係書類との照合及び関係者からの聴取などの方法により実施した。

6 審査期日

令和7年8月22日

7 審査場所

津幡町役場 4階 議会 第1委員会室

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

特別会計名	令和6年度 決算に基づく 資金不足比率	経営健全化基準	備考
津幡町簡易水道事業会計	—	20.0%	
津幡町水道事業会計	—	20.0%	
津幡町下水道事業会計	—	20.0%	
津幡町病院事業会計	—	20.0%	

2 個別意見

(1) 資金不足比率

令和6年度の決算においては、前年度と同様、資金不足が生じた会計はなく、資金不足比率の該当はない。今後とも効率的な運営、健全な経営に努められたい。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。